

第5次茨木市総合計画 後期基本計画(令和2～6年度)【概要版】

※後期基本計画の本編は、市役所政策企画課(本館3階)、情報ルーム(南館1階)などに設置しています。また、市ホームページからもご覧いただけます。

1 後期基本計画策定の趣旨 ～社会情勢の変化を捉え前期基本計画を更新しました～

- 平成27年3月、茨木市をどんな「まち」にしていくのか、そのためにだれが、どんなことをしていくのかということ、総合的・体系的にまとめた第5次茨木市総合計画(平成27年度～令和6年度)を策定しました。総合計画は10年間の基本構想と前期・後期5年間の基本計画で構成され、平成27年度～令和元年度は前期基本計画に基づき、各種施策を推進してきました。
- 令和2年度～令和6年度の後期基本計画は、前期基本計画をベースにしなが、社会情勢の変化や、今後想定される変化を的確に捉えつつ、計画期間のさらに先を見据えながら、総合計画審議会での審議や市民の意見などを反映し、今後の5年間(令和2年度～令和6年度)の総合的なまちづくり計画として策定しました。

2 計画の構成と期間

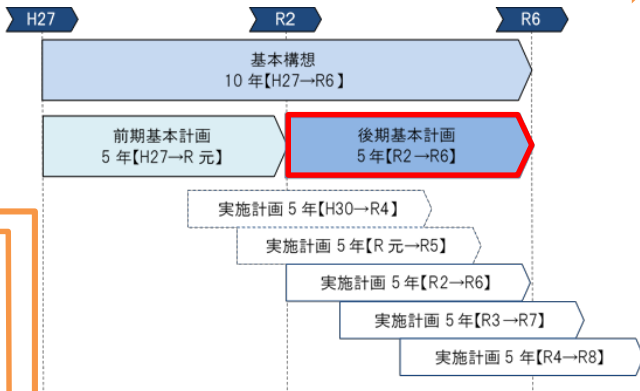
(1) 計画の構成

- 基本構想**
まちの将来像とそのめざすべき方向性を示します。
- 基本計画**
基本構想に掲げるまちの将来像の実現を図る施策と取組の内容、都市構造、財政計画を示します。
- 実施計画**
基本計画で定めた取組を市で推進する具体的な事業内容を示します。
なお、実施計画は、ローリング方式で毎年改定を行うため、本計画書とは別途作成します。



(2) 計画の期間

- 基本構想：10年間(平成27年度～令和6年度)
- 基本計画：5年間(前期：5年間、後期：5年間)
- 実施計画：5年間(ローリング方式にて毎年改定)



4 社会情勢の変化への対応

後期基本計画は、前期基本計画をベースに、これまでの社会・経済情勢の変化や、今後想定される変化を捉え、更新しました。

(1) 前期基本計画策定時からの主な社会情勢の変化

① SDGs達成に向けた取組の推進

平成27年9月に国連サミットで採択されたSDGsは、「『誰一人取り残さない』持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」を目指しています。後期基本計画では、施策ごとにSDGsの17の目標を位置づけ、整理を行うことにより、各主体のSDGsに対する理解や連携を促し、施策を推進していきます。



② 大規模な災害の経験

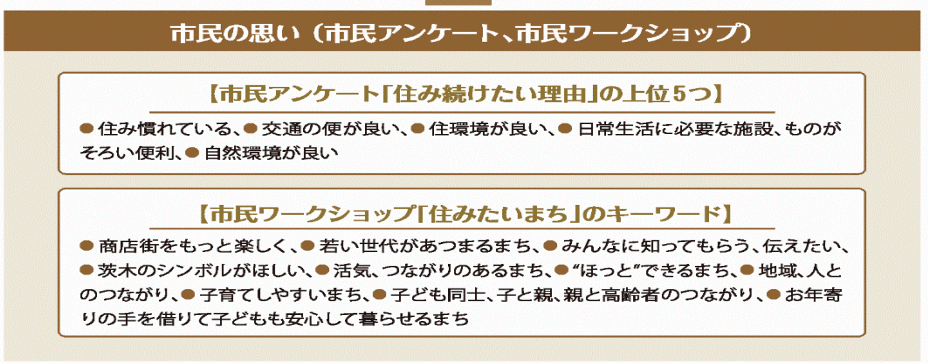
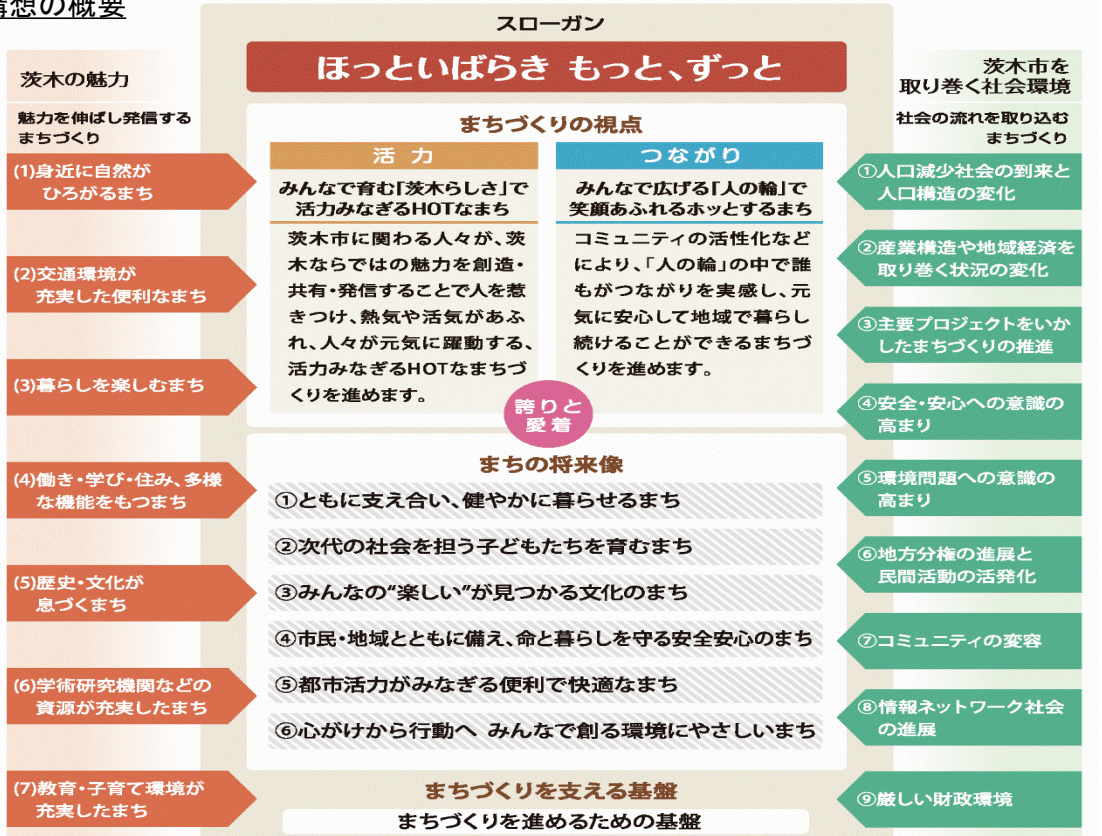
平成30年には、大阪府北部地震や台風など、大きな災害の連続に見舞われました。災害対策本部等において、福祉、子育て、教育など、あらゆる分野で災害対応、被災者支援を行った経験を踏まえ、積極的に施策を展開していきます。



③ Society5.0・国の動向への対応

AI等の先端技術により経済発展と社会的課題の解決の両立をめざす「Society5.0」の動向をはじめ、地方創生の取組や、障害者差別解消法、幼児教育の無償化などの国等の大きな動向を的確に捉え、市民の利便性の向上に向け、積極的に推進していきます。

3 基本構想の概要

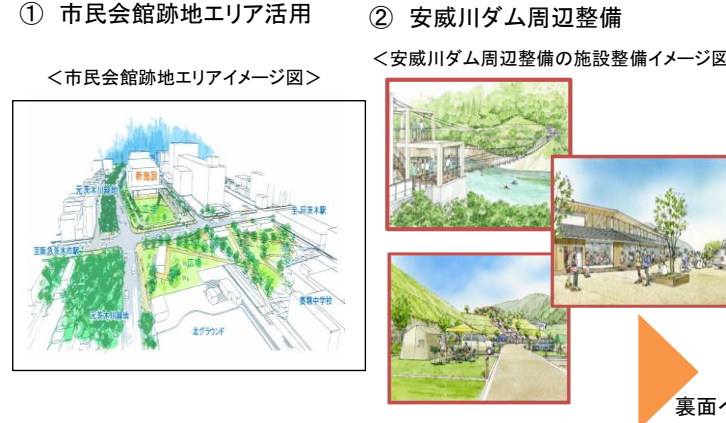


④ 新たなまちづくりの拠点

立命館や追手門の新キャンパスの開設、新名神高速道路の開通やJR総持寺駅の開業など、ヒトやモノの流れが変わる整備が進んでいます。これらの拠点から生まれる、新たな流れをいかにしながら、「活力」と「つながり」のあるまちづくりを進めていきます。



(2) 今後のまちづくりの拠点整備



5 施策体系

【まちの将来像1】

ともに支え合い、健やかに暮らせるまち



【施策】

- ① 地域福祉を推進する
- ② 高齢者への支援を推進する
- ③ 障害者への支援を推進する
- ④ 生活困窮者への支援を推進する
- ⑤ 健康づくりや地域医療を充実する
- ⑥ 社会保険制度を安定的に運営する

(仮称)地区保健福祉センターを整備し、包括的な支援体制を推進します。

合理的配慮が適切に提供され、誰もが地域社会で自立し安心して生活できる共生社会の構築を進めます。

地区担当制による保健活動などを積極的に展開し、医療・保健・食育施策を推進します。

【まちの将来像2】

次代の社会を担う子どもたちを育むまち



- ① すべての子どもの育ちを支援する
- ② 地域ぐるみの子育てを推進する
- ③ 「生きる力」を育む教育を推進する
- ④ 魅力ある教育環境づくりを推進する
- ⑤ 青少年の心豊かなたくましい成長を支援する

いばらき版ノウハウ(妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援)を推進します。

学力・体力だけでなく、「非認知能力(忍耐力・自制心等のテストで測りにくい能力)」等の育成を進め、これからの社会を生き抜く力を育みます。

【まちの将来像3】

みんなの“楽しい”が見つかる文化のまち



- ① 生涯学習の機会を増やし情報提供を充実する
- ② みんなが楽しめるスポーツ活動を推進する
- ③ 文化芸術活動を支援し歴史と伝統を継承する
- ④ 観光資源の活用と創出で魅力あるまちづくりを推進する
- ⑤ 都市間の交流と国際化を推進する

生涯学習に関する計画を策定し、学習成果がいかせる環境を推進します。

誰もが、「する」「観る」「支える」といった様々な形でスポーツに親しむことができる環境を整備します。

文化振興ビジョンに基づき、子どもたちへの多様なアプローチを進めるなど、新しい担い手の発掘と育成を図ります。

【まちの将来像4】

市民・地域とともに備え、命と暮らしを守る安全安心のまち



- ① 災害への備えを充実させる
- ② 消防・救急体制を充実強化する
- ③ 防犯や多様な危機への対策を強化する
- ④ 消費者教育を推進する

大阪北部地震等の大規模災害の経験を踏まえ、地域防災計画等の見直しや避難所機能の強化など、災害に強い安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

安全で安心な地域社会の実現に向け、防犯をはじめ、多様な危機への体制整備に努めます。

【まちの将来像5】

都市活力がみなぎる便利で快適なまち



【施策】

- ① 地域産業を基盤強化し雇用を充実する
- ② 地域特性をいかした計画的な都市づくりを推進する
- ③ 良好で住みよい都市づくりを推進する
- ④ 時代の変化に対応した官民連携による都市づくりを推進する
- ⑤ 暮らしと産業を支える交通を充実させる

地域特性をいかした農林業振興、市内事業所の事業継続・成長の支援、雇用・就労支援の充実や働き方改革等を推進します。

都市計画マスタープラン等に基づき、地域特性をいかした土地利用の誘導を図ります。

元茨木川緑地リ・デザインや空家対策等を進めます。

市民会館跡地エリアや駅前周辺等の中心市街地の整備、安威川ダム周辺整備などを進め、官民連携によるまちづくりを推進します。

公共交通の充実や歩行者・自転車の安全性の向上など、「住みやすい・移動しやすい」まちづくりを進めます。

【まちの将来像6】

心がけから行動へ みんなで創る環境にやさしいまち



- ① いごちの良い生活環境をたもつ
- ② バランスのとれた自然環境をつくる
- ③ ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす
- ④ きちんと分別で資源の循環をすすめる

環境美化、路上喫煙防止など意識啓発を進め、いごちの良い生活環境を保ちます。

市民や事業者と連携して、再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギーの推進に努めます。

一般廃棄物処理計画に基づき、資源の循環とごみの減量を促進するとともに、広域連携による取組を進めます。

【まちづくりを支える基盤】

まちづくりを進めるための基盤



- ① まちの魅力を市内外に発信する
- ② 社会の変化に対応する効率的・効果的な自治体運営を推進する
- ③ 地域社会の発展に貢献できる職員を育成する
- ④ 人権尊重のまちづくりを推進するとともに平和の実現をめざす
- ⑤ 市民とともに男女共同参画社会の実現をめざす
- ⑥ 地域コミュニティを育み地域自治を支援する
- ⑦ 多様な主体による協働のまちづくりを推進する

新たな魅力の発掘や創造と、市内外への積極的な発信に努めます。

Society5.0に向け、ICTを活用した市民の利便性の向上に努めるほか、SDGsの達成に向け、多様な主体と分野横断的に取組を進めます。

様々な地域組織の連携・協働を促す「地域自治組織」の結成を推進し、地域が主体的に行う取組の支援に努めます。

まちづくり、福祉、教育などの様々な分野において、多様な主体が互いを補完できるまちづくりを進めます。

6 都市構造 ～都市機能・土地利用の特性別に6分類～

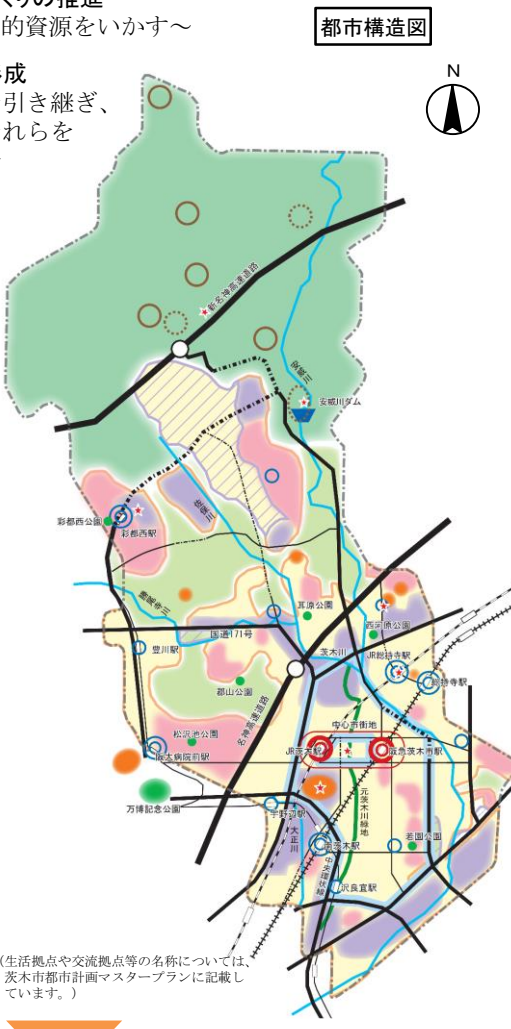
都市構造・土地利用の考え方

- ① 本市の魅力・強みをいかした都市づくりの推進
～恵まれた交通・立地、豊富な知的資源をいかす～
- ② 「多核ネットワーク型都市構造」の形成
～現状のコンパクトな都市構造を引き継ぎ、中心市街地や各地域の拠点とそれらを結ぶ交通ネットワークを充実～
- ③ 水と緑のネットワークの形成
～水辺や緑、歴史・文化資源のネットワーク化により憩いや健康づくりの場等を創出～

上記3つの考え方を実現するため、市内を都市機能・土地利用の特性別に6つに分類し、有機的に結びつけていきます。

区分	名称	シンボル
① 中心市街地(都市拠点)	都市拠点	◎
	生活拠点	○
② 地域拠点・生活拠点	地域拠点	◎
	生活拠点	○
③ 北部地域	北部地域	◎
	交流拠点	◎
④ 産業集積地域	産業集積地域	◎
	将来的に整備予定の交流拠点	◎
⑤ 一回の住宅地	◎	
⑥ 市街地に隣接したみどり	◎	

大学が立地するエリア	◎
本市の魅力・強みを活かす新たな拠点	★



(生活拠点や交流拠点等の名称については、茨木市都市計画マスタープランに記載しています。)

7 財政計画 ～将来にわたり行政の使命を果たすために～

行政の使命は、将来にわたる市民サービスの向上・まちの持続的発展です。しかしながら、「財政の健全性」なしにはその使命を果たすことは不可能です。本市が、将来にわたり「今」と「将来」に対応した市民サービスの充実を可能とする取組は、「ビルド&スクラップ等の実践」であり、ビルド事業がもたらす効果と事業を見直す意義などをしっかりと捉え、本財政計画を基本とした行財政運営に努めることにより、行政の使命を果たしていきます。

財政運営の基本原則と具体的な取組等

	基本原則	具体的な取組	目標
1	柔軟な財政構造の保持	ビルド&スクラップの実践による経常事業の見直し	経費硬直率を概ね85%以内に抑制
2	将来(世代)への負担の抑制	ハード事業の適切な選択による市債発行の抑制	市債償還指数を概ね7.5以内とし、かつ公債費を税等一般財源の10%台を超えない概ね60億円以下に抑制

